

令和5年第2回吉田町議会臨時会

吉田町議会会議録

令和5年5月12日 開会

}

令和5年5月12日 閉会

吉田町議会

令和5年第2回吉田町議会臨時会会議録目次

第 1 号 (5月12日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○仮議席の指定	2
○議長選挙	2
○議長就任挨拶	3
○日程の追加について	4
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○副議長選挙	5
○副議長就任挨拶	6
○議席の一部変更	6
○常任委員会委員の選任	7
○議会運営委員会委員の選任	8
○吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙	9
○榛原総合病院組合議会議員の選挙	9
○駿遠学園管理組合議会議員の選挙	10
○日程の追加について	11
○発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	11
○諸報告について	12
○議案第22号～議案第27号の一括上程、説明	12
○報告第4号の報告	19
○議案第22号の質疑、討論、採決	21
○議案第23号の質疑、討論、採決	23
○議案第24号の質疑、討論、採決	24
○議案第25号の質疑、討論、採決	24
○議案第26号の質疑、討論、採決	27

○議案第 27 号の質疑、討論、採決	27
○議員派遣について	28
○議会閉会中の継続調査について	29
○町長挨拶	29
○議長挨拶	29
○閉会の宣告	30

開会 午前 9時00分

○**議会事務局長（鈴木尚雄君）** 改めまして、おはようございます。事務局長の鈴木でございます。

本臨時会は、一般選挙後初めての議会でございます。したがって、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。本議会におきましては、河原崎昇司議員が最年長でございます。臨時議長をお願いしたいと存じます。

それでは、臨時議長の河原崎昇司議員を御紹介いたします。河原崎昇司議員、議長席へ移動願います。

○**臨時議長（河原崎昇司君）** ただいま御紹介をいただきました河原崎昇司でございます。本臨時会に当たり、ただいま事務局長紹介のとおり、地方自治法第107条の規定によりまして、私が臨時に議長の職務を行うことになりました。議長の選挙までの限られた時間ではあります。議員各位の御協力をいただき、無事任務を果たしたいと存じます。どうぞよろしくお願いをいたします。

◎町長挨拶

○**臨時議長（河原崎昇司君）** それでは、開会に当たり、町長から御挨拶をお願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○**町長（田村典彦君）** 皆さんとは、最初に今日この場でお会いすることになりました。これから皆さんと4年間相對することになりますけれども、どうぞよろしくお願いたします。

この後、議員の皆様には4年の任期の間の2回のビッグイベントが始まるわけでございますけれども、昨夜も遅くまで虚々実々の駆け引きがあったものと思っています。結果について分かりませんが、執行者として非常に興味深くその結果を待ちたいと思っております。

どうぞよろしくお願いたします。

○**臨時議長（河原崎昇司君）** ありがとうございます。

◎開会の宣告

○**臨時議長（河原崎昇司君）** ただいまから令和5年第2回吉田町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定

○臨時議長（河原崎昇司君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

ここで暫時休憩といたします。

これから全員協議会を行いますので、議員の皆さんは第2会議室へお集まりください。

当局の皆様には、ここで一度御退席をいただいて結構であります。改めて連絡をいたしますので、再度出席をお願いいたします。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時02分

再開 午前 9時25分

○臨時議長（河原崎昇司君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議長選挙

○臨時議長（河原崎昇司君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（河原崎昇司君） ただいまの出席議員数は13名であります。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に1番、大石裕之君及び2番、増田伸介君を指名いたします。

それでは、投票用紙を配ります。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名であります。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（河原崎昇司君） なしと認めます。

それでは投票箱を点検します。1番、大石裕之君、2番、増田伸介君、点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 投票漏れなしと認めます。

それでは、投票を終わります。

開票を行います。

1 番、大石裕之君及び 2 番、増田伸介君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○臨時議長（河原崎昇司君） 議長選挙結果を発表いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票はありません。有効投票のうち、大石 巖君 5 票、増田剛士君 4 票、八木 栄君 3 票、蒔田昌代君 1 票、以上のおりであります。法定得票数が 4 票となりますので、大石 巖議員が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選されました大石 巖君が議長におられますので、会議規則第32条第 2 項の規定によって当選の告知をいたします。

◎議長就任挨拶

○臨時議長（河原崎昇司君） 大石 巖議員から議長当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。

大石 巖議員。

〔議長 大石 巖君登壇〕

○議長（大石 巖君） 就任に当たりまして御挨拶を申し上げます。

先ほども、全員協議会の場でもお話をしましたが、今、町民の皆さんの暮らし、あるいは営業が大変な状況になっています。そうした中で、議会の果たす役割は非常に重要だと考えます。

行政をチェックし、町民の声を行政に反映するためにも、議員相互間の議論を尽くして最良の意思決定ができるように努力をしてみたいと思います。

また、議会基本条例を具体化するために、町民の皆様の福祉向上と町の発展、そして高い議会活動を目指しまして、当局に政策提言ができるような議会力をアップする、そうした努力もしてみたいと思います。

また、開かれた議会に向けまして、町民の皆さんの情報提供や、あるいは意見交換をこれまで以上に活発に伺っていきたくと思います。

同時に、当局には議会中継やあるいは議会活動の公開制度、こうしたことを求めてまいりたいと思います。

私は、政党の主義や主張を議会運営には持ち込まずに、公平性が担保されるように努力をしてみたいと思います。ぜひ、御理解をいただきたいと思います。

粉骨砕身取り組んでまいりたい決意を表明いたしまして、就任の挨拶といたします。よろしくをお願いいたします。

○臨時議長（河原崎昇司君） ありがとうございます。

以上で私の職務は終了をいたしました。

議長と交代をします。御協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩といたします。

大石議長は議長席にお着きをお願いいたします。

休憩 午前 9時34分

再開 午前 9時35分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここからは、臨時議長に代わりまして議長が議事を進めます。御協力のほどよろしく願
いいたします。

ここで暫時休憩とします。

これから全員協議会を行いますので、第2会議室にお集まりいただきたいと思
います。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時55分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎日程の追加について

○議長（大石 巖君） お諮りします。

本日のこれからの議事日程について、お手元に配付のとおり追加議事日程として第1から
第26までを日程に追加をし、議題としたいと思
います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、異議なしと認めます。

したがって、これからの議事日程については、お手元に配付のとおり追加議事日程第1から
第26までを日程に追加し、議題とすることに決定をいたします。

◎議席の指定

○議長（大石 巖君） それでは追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、ただいま着席のとおり指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 追加日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員については、会議規則第120条の規定によりまして、1番、大石裕之君及び2番、増田伸介君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 追加日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日5月12日の1日限りとしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日5月12日の1日限りと決定をいたします。

◎副議長選挙

○議長（大石 巖君） それでは追加日程第4、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人に1番、大石裕之君及び2番、増田伸介君を指名いたします。

投票用紙を配ります。

投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（大石 巖君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。1番、大石裕之君及び2番、増田伸介君、点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大石 巖君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

1 番議員から順番に投票をお願いいたします。

〔投 票〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

1 番、大石裕之君及び 2 番、増田伸介君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大石 巖君） それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、蒔田昌代君 6 票、平野積君 4 票、山内 均君 3 票、以上です。したがって、法定得票数は 4 票ですので、蒔田昌代君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました蒔田昌代君が議場におられます。会議規則第32条第 2 項の規定に従いまして当選の告知をします。

◎副議長就任挨拶

○議長（大石 巖君） 蒔田昌代君から副議長の当選の承諾を兼ねた御挨拶をお願いいたします。

〔副議長 蒔田昌代君登壇〕

○副議長（蒔田昌代君） 副議長に当選をさせていただきました蒔田昌代です。

ただいま当選の栄をいただき、身に余る光栄なことであります。

今回の統一地方選挙で、この吉田町議会議員の選挙は無投票となりました。無投票となったときに様々な問題があるなということを私は思いました。

先ほど、いろいろ全員協議会でも皆様がおっしゃられた議員の成り手不足、なりたいたけれどもなれないという、そういった問題があるということをおっしゃいました。私もそれは本当に同感で、今回の選挙が終わってそう思いました。

そのために議会として、議員として何ができるのか、今の状況を見た場合、何をやっていけばいいのかということを皆さんと一緒に話し合いをして進めていきたいと考えております。

皆さん一人一人、議員一人一人は、今期の新しい新任の方を除いては皆さん何期かやられておりますので、かなり議員力はあると思います。議員力の高い議員の方々の力をまたさらに集めて、議会力として議会の力を上げていきたいと考えております。そのために、皆様の御協力が必要です。よろしくお願いいたします。

挨拶とさせていただきます。

◎議席の一部変更

○議長（大石 巖君） それでは追加日程第5、議席の一部変更を行います。

議長、副議長の選挙に伴いまして、会議規則第4条第3項の規定によりまして、議席の一部を変更します。この変更に伴う議席番号及び氏名を事務局長に朗読させます。

〔議会事務局長 鈴木尚雄君朗読〕

○議長（大石 巖君） ただいま事務局長朗読のとおり、議席を変更します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に各皆さんの氏名標をお持ちいただき、議席の移動をお願いいたします。

また、次の日程は常任委員の選任を行います。

このため、休憩時間中に全員協議会を開きまして調整を行いますので、第2会議室にお集まりください。

再開は、協議終了後といたします。

それでは休憩といたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時31分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎常任委員会委員の選任

○議長（大石 巖君） 追加日程第6、常任委員の選任を行います。

お諮りします。

常任委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員は、お手元に配付しました名簿のとおり選任することと決定をいたします。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に各常任委員会を開催し、委員会条例第6条第2項の規定により、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

総務文教常任委員会は第2会議室、産業建設常任委員会は第1会議室においてお願いをいたします。

なお、この互選の結果を委員長から議長へ報告をお願いいたします。

この報告があり次第、議会運営委員会の選任のための全員協議会を行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

再開は、議会運営委員会の選任のための協議終了後といたします。よろしく申し上げます。

休憩 午前10時31分

再開 午前11時37分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

各常任委員会から正副委員長の互選結果の報告を受けました。その結果を報告します。

総務文教常任委員会の委員長に3番、盛 純一郎君、副委員長に2番、増田伸介君。

産業建設常任委員会の委員長に8番、山内 均君、副委員長に10番、八木 栄君。

以上のとおり、各常任委員会で決定をいたしました。

ここに報告をいたします。

◎議会運営委員会委員の選任

○議長（大石 巖君） 追加日程第7、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。

議会運営委員の選任につきましては、委員会条例第5条第4項の規定に従いまして、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員には、お手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで暫時休憩とします。

この休憩中に議会運営委員会を第1会議室で開催し、委員会条例第6条第2項の規定に従いまして、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

なお、互選の結果を委員長から議長へ報告をお願いいたします。

また、この休憩中に全員協議会を開催し、追加日程第8から追加日程第10までの各組合議員についての協議をお願いいたします。

再開については、この組合議員についての協議終了後といたします。

休憩 午前11時38分

再開 午後 1時20分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

ただいま議会運営委員会から正副委員長の互選の結果を受けました。その結果を報告いたします。

議会運営委員会委員長には9番、増田剛士君、副委員長に7番、平野 積君。
以上のとおり議会運営委員会で決定されましたことをここに報告いたします。

◎吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙

○議長（大石 巖君） 追加日程第8、吉田町牧之原市広域施設組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことを決定いたします。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することを決定しました。

吉田町牧之原市広域施設組合議会議員には2番、増田伸介君、3番、盛 純一郎君、5番、福世義己君、6番、三輪美由紀君、9番、増田剛士君、10番、八木 栄君、11番、河原崎昇司君の7名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7名の議員が吉田町牧之原市広域施設組合議会議員に当選をいたしました。会議規則第32条第2項の規定によりまして告知をいたします。

◎榛原総合病院組合議会議員の選挙

○議長（大石 巖君） 追加日程第9、榛原総合病院組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によりまして、指名推選により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことを決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定いたしました。

榛原総合病院組合議会議員には7番、平野 積君、8番、山内 均君、13番、大石 巖君の3名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました3名の議員が榛原総合病院組合議会議員に当選しました。会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

◎駿遠学園管理組合議会議員の選挙

○議長（大石 巖君） 追加日程第10、駿遠学園管理組合議会議員の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法については指名推選で行うことを決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、議長において指名することに決定しました。

駿遠学園管理組合議会議員には1番、大石裕之君を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました1番、大石裕之君が駿遠学園管理組合議会議員に当選しました。会議規則第32条第2項の規定により告知します。

ここで暫時休憩とします。

休憩中に全員協議会を開催し、特別委員会の設置に関する協議をお願いいたします。

休憩 午後 1時24分

再開 午後 2時19分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎日程の追加について

○議長（大石 巖君） お諮りします。

お手元に配付のとおり、12番、蒔田昌代君から発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 追加日程第1、発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議を議題といたします。

本案については、提出者、蒔田昌代君の趣旨説明を求めます。

12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 発議案第2号 議会広報特別委員会設置に関する決議について。

上記の議案を別紙のとおり、吉田町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

令和5年5月12日提出、吉田町議会議長、大石 巖様。

提出者、吉田町議会議員、蒔田昌代。

賛成者、吉田町議会議員、大石裕之、同、増田伸介、同、盛 純一郎、同、楠元由美子、同、福世義己、同、三輪美由紀、吉田町議会議員、平野 積、同、山内 均、同、増田剛士、同、八木 栄、同、河原崎昇司。

議会広報特別委員会設置に関する決議。

次のとおり、議会広報特別委員会を設置するものとする。

記。

1、名称、議会広報特別委員会。

2、設置の根拠、地方自治法第109条第1項及び吉田町議会委員会条例第4条。

3、目的、開かれた議会を実現するため、議会広報のさらなる充実を図る必要がある。これに答えるべく、独自性のある議会広報の調査研究のため、特別委員会を設置する。

4、委員の定数、委員の定数は7名をもって構成する。

5、継続調査及び設置期間、上記事件の調査研究が終了するまでとする。

以上です。

○議長（大石 巖君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

議員、御苦労さまでした。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案については、7人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置することとしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案については、7人の委員で構成する議会広報特別委員会を設置すること
に決定をいたします。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午後 2時23分

再開 午後 2時45分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 追加日程第11。

本臨時会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職氏名を一覧表としてお手元
に配付しておきましたので、御了承願います。

これで諸報告を終わります。

◎議案第22号～議案第27号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 会議規則第35条の規定によりまして、日程第12、第22号議案から日程
第17、第27号議案までの6議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第2回吉田町議会臨時会に上程いたします議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

今回、上程いたします議案は、専決処分事項の承認について4件、町道の路線認定について1件、人事案件について1件の合計6件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第22号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、後期高齢者支援金等課税額に係る賦課限度額を引き上げることなどの所要の改正を行うものでございます。

第23号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令などが令和5年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により御報告をさせていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、軽自動車税の種別割の税率の特例期限の延長など、地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うものでございます。

第24号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

本議案は、第23号議案と同様に、地方税法等の一部を改正する法律などが令和5年3月31日に公布されたことに伴いまして、同日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

主な改正点としましては、地方税法等が改正されたことに伴い、引用する法律の条ずれに対応することなどの所要の改正を行うものでございます。

第25号議案は、専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）でございます。

本議案は、国の施策である低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金の事務を早急に執行する必要があることから、この経費といたしまして、令和5年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,354万9,000円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ128億6,872万8,000円とする補正予算を本年4月21日に地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

第26号議案は、町道の路線認定についてでございます。

本議案は、1路線を路線認定することにつきましてお認めいただくとするものでございます。

第27号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、議会議員のうちから選任する監査委員について、地方自治法第196条第1項の規定に基づき議会の御同意をいただくとするものでございます。

以上が上程いたします6議案の概要でございます。

詳細につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第27号議案につきまして御説明申し上げます。

第27号議案は、吉田町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

議案書の17ページ及び参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は、議会議員のうちから選任いたします監査員に三輪美由紀議員を選任することにつきまして、地方自治法第196条第1項の規定に基づきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

住所は吉田町住吉5000番地の2、氏名は三輪美由紀、生年月日は昭和22年2月20日、76歳でございます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第25号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）の内容を御説明申し上げます。

議案書の13ページと14ページ、また、別冊となっております令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）、そして令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書を御覧ください。

この補正予算の内容でございますが、この補正予算は、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金が給付されることとなり、この給付金事業に関しまして迅速な支援を行うため、予算措置したものでございます。

補正予算でございますので、本来は議会の議決をいただいで成立させるべきものではございますが、低所得の子育て世帯に対し迅速に支援を行うため、議会を開催していただくいとまがない中での対応をせざるを得ない状況が生じたので、議案書の14ページにございませとおり、令和5年4月21日付をもちまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づいて

専決処分を行ったものでございます。

それでは、別冊の令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

まず、第1条でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,354万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128億6,872万8,000円とするものでございます。

また、第2項にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおりとなっております。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細につきまして、別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）に関する説明書の3ページを御覧ください。

まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、1,345万4,000円の増額でございます。

これは、2項8目子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金におきまして、国の低所得の子育て世帯への支援に伴う子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金ひとり親世帯以外分1,345万4,000円を計上するものでございます。

続きまして、15款県支出金につきましては、9万5,000円の増額でございます。

これは、2項2目民生費県補助金におきまして、国の低所得の子育て世帯への支援に伴いまして、子育て世帯生活支援特別給付金事務費補助金ひとり親世帯分9万5,000円を計上するものでございます。

以上が歳入でございます。

次に歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

3款民生費は、1,354万9,000円の増額でございます。

これは、2項1目児童福祉総務費におきまして、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯に対する国の追加支援に伴いまして、子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る職員人件費として17万5,000円、また、子育て世帯生活支援特別給付金事務費ひとり親世帯分を5万1,000円、そして、子育て世帯生活支援特別給付金事業費ひとり親世帯以外分について1,332万3,000円をそれぞれ計上するものでございます。

なお、これらの事業に係る経費につきましては、全額国費、国及び県からの補助金を財源にするものでございます。

以上が第25号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）の内容でございます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、中村真也君。

〔税務課長 中村真也君登壇〕

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

本議会に上程いたしました第23号議案、第24号議案について御説明申し上げます。

第23号議案、第24号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部

を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が令和5年3月31日に公布され、原則として同年4月1日から施行されたことに伴い、第23号議案、吉田町税条例の一部を改正する条例、第24号議案、吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同法同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、御承認をお願いするものでございます。

初めに、第23号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）から御説明申し上げます。

提出議案書の4ページから9ページまでと参考資料ナンバー2を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例期限の延長がございます。

参考資料ナンバー2、新旧対照表に基づいて御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

第46条は、給与所得に関わる特別徴収税額の納入の義務に関わる規定です。第46条の改正は、地方税法第321条の5の施行規則様式の新設に伴い規定を整備したものでございます。

第48条及び第50条は、法人の町民税に関わる規定です。第48条第1項と第5項の改正は、地方税法第321条の8の施行規則様式の新設に伴い規定を整備したものでございます。

2ページを御覧ください。

第50条第1項と第2項の改正は、地方税法第321条の12の施行規則様式の新設に伴い規定を整備したものでございます。

第98条及び第101条は、たばこ税に関わる規定です。第98条第1項と第5項の改正は、地方税法第473条、また101条の改正は、地方税法第481条の施行規則様式の新設に伴い規定を整備したものでございます。

4ページを御覧ください。

附則でございます。

附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に関わる町民税の課税の特例規定について、その適用期限を令和9年度までと延長する法律改正に合わせて改正するものでございます。

附則第10条の改正は、法附則第64条を削る改正規定の施行に合わせて改正するものでございます。

5ページから7ページを御覧ください。

附則の第10条の2及び附則第10条の3の改正は、大規模の修繕などが行われたマンションに対する税額の減額措置のわがまち特例の割合を定める法規定の新設に合わせて改正するものでございます。

続いて、8ページ、9ページを御覧ください。

附則第15条の2及び附則第15条の6の改正は、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって、乗用のものに関わる環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置を廃止する法律改正に合わせて改正するものでございます。

附則第16条の改正は、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負担の少ない三輪以上の軽自動車の税率を軽減する種別割の特例措置を定めた法律改正に合わせて改正するものでございます。

これは、軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、特例の期限を延長するものでございます。

12ページ下段を御覧ください。

附則第16条の2、第1項の改正は、附則第16条の改正に伴う規定の整備によるものでございます。

13ページを御覧ください。

附則第17条の2、第1項及び第2項の改正は、優良住宅地の造成などのために土地などを譲渡した場合の長期譲渡所得に関わる課税の特例についての適用期限を令和8年度まで延長することとした法律改正に合わせて改正するものでございます。

14ページを御覧ください。

続いて附則でございます。第1条において、本条例は地方税法等の施行期日に合わせ、施行期日を令和5年4月1日からとしております。

第2条においては、固定資産税に関わる経過措置を定めております。

第3条においては、軽自動車税に関わる経過措置を定めております。

続きまして、第24号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）について御説明申し上げます。

提出議案書の10ページから12ページまでと参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、地方税法が改正され、固定資産税等の課税標準の特例措置の一部が廃止、新設されたことに伴い、町の都市計画税条例を合わせて改正するものでございます。

参考資料ナンバー3、新旧対照表に基づきまして御説明申し上げますので、参考資料の1ページを御覧ください。

今回、地方税法附則第15条第4項が削除されたことに伴い、吉田町都市計画税条例附則第2項、第3項、第4項、第5項及び第16項中に規定する項を法改正に合わせて項ずれを整備したものでございます。

2ページを御覧ください。

地方税法附則第15条に新たに第46項が追加されたことにより、吉田町都市計画税条例第16項中に新たに第46項を追加したものでございます。

附則でございます。

附則第1項、第2項、第3項は、法律改正に合わせて新たに追加するものでございます。

第1項は、施行期日を地方税法等の施行期日に合わせ、期日を令和5年4月1日と定めるものでございます。

第2項、第3項では、経過措置を定めております。

以上、第2回吉田町議会臨時会に上程いたしました議案2件につきまして御説明申し上げます。よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長 伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民課からは、第22号議案の専決処分事項の承認を求めることについて、吉田町国民健康

保険税条例の一部改正に係る条例につきまして説明申し上げます。

議案書の1ページ及び2ページを御覧ください。

本議案は、令和5年度税制改正の大綱が令和4年12月23日に閣議決定され、国民健康保険税の賦課限度額等の見直しが示されたことに伴い、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行することとされたことから、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、併せて御承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、議案書の3ページと参考資料ナンバー1の新旧対照表を併せて御覧いただきたいと存じます。

今回の改正は、国制度の改正内容と同様に、国民健康保険の保険税負担の公平性の確保を図るために、国民健康保険税課税の限度額を引き上げるとともに、併せて低所得者層の保険税の軽減を図るため、国民健康保険税の軽減措置について5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準を改正するものでございます。

まず、第2条におきまして、第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を現行の20万円から2万円引き上げ、22万円に改めるものでございます。

次に、第23条におきましては、さきの第2条、第3項の改正に合わせ、同条第1項に規定する後期高齢者支援金等課税額の限度額を20万円から22万円に改めるとともに、現在国民健康保険に加入している低所得者層の負担を軽減するため、世帯の所得が一定以下の場合には国民健康保険税の被保険者均等割と世帯別平等割において、それぞれ7割、5割、2割の軽減措置が講じられておりますが、軽減を受けている世帯の範囲が縮小することのないよう、同条第2号の5割軽減の算定におきましては、被保険者の数に乗すべき金額を28万5,000円から29万円に、同条第3号の2割軽減の算定におきましては、52万円を53万5,000円にそれぞれ引き上げ、軽減措置を拡大する改正でございます。

第23条の2につきましては、第25条の2の一部改正による条項修正でございます。

第25条の2、第2項におきましては、これまで特例対象被保険者等の申告に当たりましては、雇用保険受給資格者証、その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類の提示により対象の確認を行っておりましたが、雇用保険法施行規則の一部改正により、同様の内容を記載した雇用保険受給資格通知が公共職業安定所から発行されることとなったことに伴いまして、提示書類として「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知」に明記するものでございます。

附則第2項から附則第4項、附則第6項から附則第9項、附則第12項及び附則第13項につきましては、条項修正でございます。

なお、この条例の施行期日等につきましては、附則により令和5年4月1日からと定めるとともに、本条例の改正後の規定は令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度までの国民健康保険税については従前の例によることと適用区分を定めるものでございます。

以上が、専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）でございます。

以上が町民課から上程いたしました議案の内容でございます。御審議のほどよろしくお願

いします。

○議長（大石 巖君） 続きまして、建設課長、お願いします。
建設課長、柳原真也君。

〔建設課長 柳原真也君登壇〕

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

本議会に上程いたします第26号議案 町道の認定について御説明申し上げます。

議案書の15ページ、16ページ及び参考資料ナンバーの4を御覧ください。

本議案は、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道の路線を認定しようとするもので、民間の宅地造成工事に関連し築造された道路1路線を認定しようとするものでございます。

提出議案16ページの一覧表と参考資料ナンバーの4の位置図と公図写しを併せて御覧ください。

路線番号1251、冷立9号線は、延長が29.1メートル、幅員が5メートルから9.9メートルでございます。

以上が、第26号議案の説明でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第4号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第18、法令に基づく報告を行います。

第4号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課長から報告をお願いします。

総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第4号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）の御説明を申し上げます。

議案書18ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回、専決処分した事項は、3事案でございます。

議案書19ページを御覧ください。

1事案目は、損害賠償請求に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでございます。

本事案は、本年4月19日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事件名は損害賠償請求事件、事件の概要は御覧のとおりでございます。

損害賠償の額、その他和解事項でございますが、原告ら及び被告吉田町は本件が円満に解決したことを相互に確認すること、原告らは被告吉田町に対するその余の請求を放棄すること、原告ら及び被告吉田町は原告らと被告吉田町の間には本和解条項に定めるもののほか、

何らの債権債務のないことを相互に確認すること、訴訟費用は各自の負担とすることです。

続きまして、議案書20ページを御覧ください。

2事案目は、物損事故による損害賠償の額を定めることについてです。

本事案は本年3月20日に専決処分したものです。

相手方は御覧の方です。

事故の概要としましては、令和4年12月23日、神戸地内において、除草作業中に小石が飛び、隣接する民家の窓ガラスを破損させたものです。

和解の内容でございますが、損害金額は16万600円、過失割合は町が100%です。

損害賠償の額は16万600円です。

この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となりますので、保険から全額が負担されるものです。

また、今回の除草作業中の事故を受けての今後の対応としましては、従前から実施しておる作業員に対しての研修、作業時の安全点検については引き続き実施するとともに、作業現場の状況に細心の注意を払い、事故防止に努めてまいります。

続きまして、議案書21ページを御覧ください。

3事案目は、道路瑕疵による損害賠償の額を定めることについてです。

本事案は、本年4月18日に専決処分したものです。

相手方は御覧の方です。

事故の概要としましては、令和4年12月2日午後2時頃、相手方車両が神戸地内の町道富士見東名線を走行中に道路の陥没に落輪し、右側前輪及び後輪のタイヤ及びホイールを破損させたものです。

和解の内容でございますが、損害金額は10万9,795円、過失割合は町が40%、相手方が60%です。

損害賠償の額は、4万3,918円です。

この損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となりますので、保険から全額が負担されるものです。

なお、今回の事故を受けての今後の対策としましては、これまでの定期パトロールを継続して実施していくとともに、昨年8月から導入しましたLINEによる道路異常通報システムを活用し、早期発見、早期対応に努め、事故防止を図ってまいります。

以上が総務課からの報告事項の説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩中に全員協議会を開催いたしますので、議員及び当局の皆さんは第2会議室にお集まりください。

再開は、全員協議会終了後といたします。

休憩 午後 3時23分

再開 午後 4時20分

○議長（大石 巖君） それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。
ただいまの出席議員数は13名であります。

◎議案第22号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第19、第22号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないようお願いいたします。また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 平野です。

今回の一部改正というのは、基本的には国が決めたことであるということでございますけれども、これに対して直ちに従うことはなくて、ほかの市町においてはしばらく様子見というところもあると。その中において、その静岡県下において、一人当たりの保険税が一、二位を争う高さの吉田町があえて増額を行った理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町といたしましては、国の法改正に従いまして、これまでと同様に迅速に対応するため、今回専決処分とさせていただきます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 実は、我々も勉強不足もあったと思うんですね。だから、国が決めたことだから直ちにやるんだと、専決やむなしと思っていたんですけども、今の話聞くと、ある程度は市町、自治体の裁量でやれるということを確認したら、やはり直ちに国に従う必要もないということで、それは直ちに従うということが常に方針なのか、今の状況に応じて、じゃ、どうしようかという議論が町の中であったのか、そこはどうなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 我々としては、今回は法改正を踏まえて、それに合わせてやるというほうがごく自然だと思っておりますし、逆に遅らせるには遅らせるなりのなんか根拠が必要になってきますが、1年、2年、3年後というのにそれになんか合理的な根拠があるかという、我々としては国の決定の施行に合わせた形が最も自然であろうと、そういう判断をしております。

これまでも多分そうだと思いますが、今回についても我々はそういう判断で行ったと、そういうことでございます。

今回、また軽減の部分もございますので、軽減の部分は有利になる部分もありますので、

そういった意味も今回はあろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 軽減の部分もあるということは理解しているんですけども、もう一つは専決をやった、3月31日に。これであれば、やっぱり増額もあるし、軽減もあるし。だから、そこに対して吉田町の町民にとっては結構重要な話だということからすると、臨時議会を開催して質疑をしっかりとやるということも考えられたと思うんですが、あえて専決にしたという理由は何でしょうか。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 繰り返しになりますが、内容的には多分、今おっしゃるのは時期だけの問題かと思えます。内容的にはもう国のほうで決まっておりますんで、町としてはそれほど判断することはない、施行時期だけの判断ということになれば、我々、先ほど申しましたように、国の施行時期に合わせるのが最も自然であろうし、そのほうが説明責任としても果たせるだろうということによってやっておりますので、そういうことで御理解いただければと思えます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 正直言って、専決やっていると反対しにくいですよ。今、承認を求めることになるわけで。議案として出た場合は、しっかりと今もっと深い質疑やってもいいと思うし、本当にそれが町民のためにいいのかと、今、上げること、トータルでは90万円ぐらいの増額になるということですけども、そこをしっかりと町と議論して決めていくというやり方が私としてはいいのではないかと思うんですが、いかがですか、そこは。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 本来的には、こういう議会の場で審議するというのが原則だと思います。ただ、申し上げました時間のいとまがない、そういったことで専決制度というのが認められておりますので、我々はそれに沿ってやっておりますし、内容的には、さっきの繰り返しますけれども、特に我々がなんかやったというものでも何でもございませんので、その辺は施行時期だけの御疑念ということだと思いますが、遅かれ早かれそれはしなきゃいけないわけで、我々としてはだからそういった意味で国の法律の施行に伴ってやるというのが何か恣意的なものがあるわけではなくて、それが最も自然な形だと思って専決をさせていただきました。ほかの市町では、焼津市さんなんかは多少遅らせているという判断はあるのかもしれませんが、我々はそれが最も自然だろうということで、事前の御議論ということじゃなくて、専決という形でやらせていただいていると、そういうことでございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後にしますけれども。やっぱり先ほど申しましたように、静岡県下の中で一人当たりの保険税、一番、二番高いわけですよ。で、それを、今高い水準にあることに対して、さらにもっと上げていくということがいいのかどうかという議論が吉田町の中であったのか。はい、国が決まりました、はい、専決やります、それで流れているのか、そこはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 谷澤です。

ただいまの税額の話がありましたけれども、税額のこれまでの議論につきましては、専決という形は取っていないというふうに思っています。税額を決める場合は、国保の運営委員会等々で議論をし、諮問をし、それでまた議会として御審議いただくということになるかと思えます。

今回の法改正につきましては、控除の額、いわゆる控除であるとか上限額の引上げのところでございますので、これは制度の税額というか、控除額等の算式のところの計算になるかというふうに思っております。ですので、今回は法改正に伴って、国の法律と同様に専決処分をさせていただいた。当然、税のところにつきましては議論等々、今後必要になってくるかと思えますので、この辺につきましては、また税の条例改正のときにはしっかり御審議のほう、御説明もしながらということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第23号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第20、第23号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第21、第24号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（吉田町都市計画税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第22、第25号議案 専決処分事項の承認を求めることについて（令和5年度吉田町一般会計補正予算（第2号）について）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑は最初に歳入についての質疑を行います。

引き続き、歳出の質疑を行いたいと思います。

初めに歳入についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないよう御協力をお願いします。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

先ほど、協議会で質問させていただいたところなのですが、説明書5ページ、子育て世帯生活支援特別給付金事業の中のシステム改修委託料、こちらが、今回たまたまかもしれませんが、1,200万の予算を240件に5万円ずつを配るという想定に対して、システム改修委託が120万、約10%。この金額の、いろいろあるのかもしれないんですけども、妥当性について町がどう考えているかお聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

妥当性といましては、職員のほうで、例えばエクセル管理しながら、この支給のための管理のほうをするということも考えられると思います。

ですが、まずは住民基本台帳に基づきまして、扶養しているもの、お父さんとお母さんがいれば、お父さんに支給していくとかお母さんに支給していくといった管理のところもございます。その管理につきましては、もともとは児童手当を受給している方の口座のほうにというようなやり方になりますので、1人のお子さんに給付するに当たりましていろいろなところを検索して口座を間違いなく支給していくということを考えますと、町の職員がエクセルで管理するようなものではございませんので、やっぱりシステム改修を行ってきっちり間違いなく給付のほう行っていくためには、システムで管理していきたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） このシステム改修に携わるコストについては、今後、私、変わっていくのではないかと考えていまして、この金額のうち、例えば町のほうから、こういう状態でこういう安全性も含めていろいろ頼まれたと、そこにコストがある程度かかるのは分かるんですが、こうしたことを今回、特に子育て給付は結構緊急性もある案件だと思ったんですが、システム改修、今もう既に取りかかっていると思うんですが、例えば価格に対しての折衝ですとか、そういうコストに関しての打合せとか、そういうことというのは、今現状どうなんでしょうか。

もうちょっと簡単に言うと、業者さんが言った値段で受けちゃっていることがないのかなというところが気になっております。そのあたりを回答をお願いします。

○議長（大石 巖君） こども未来課長、杉田香織君。

○こども未来課長（杉田香織君） こども未来課でございます。

折衝のほうは、見積りを出していただいた中で、うちのほうで仕様を出させていただいて、これに対しての見積りを出してくださいということで、見積り依頼をします。

実は、この事業というのは、昨年一昨年もやっている事業で、その単価に対して、前回と比較しましてどうなっているかというのも比較をさせていただいておりますので、今回

ただだんだん膨らんでいるよとか、そういうわけではないというような確認をしているところです。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 今の話は受け止めましたが、入札をかけているわけではなく、いわゆる随意契約で、システムごとにその折衝はやっぱりある程度金額を過去のを見ているということなんで、そこに関しては承りますが、今後、自治体、ここ三、四年でかなり、いわゆるDXとか新しい仕組みづくりが具現化していくと思うんで、そうした中で、例えば自治体ごとの単位で、やれうちのシステムはこうだからこれを直さないとか、こういうことを頼まないという仕組みは、もしかしたらマイナンバーカード活用とかで全国的な統一したシステムに非常に簡素化したり、あるいは物すごくスピーディーになったり、確実性も安全性も上がるという流れになっていく中で、町としてはこういうお金、これは国からの全額補助ということなんですけど、こういうところのお金がかかっちゃうよりは、例えば給付の待機枠を増やすですとか、あるいは給付をいち早くスピーディーにするためのコストのほうに回すとか、そういうところがあればいいなという思いがあります。

そのあたりを考慮いただいて、今後の自治体DXを使った上でこうしたコストに関してどのようにお考えになるかを最後にお聞かせいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 副町長、平井光夫君。

○副町長（平井光夫君） 議員、今回のシステム改修に120万円について御質問いただきましたが、正直申しまして、我々も同じような疑念というか懸念を持ちまして、さっき課長から話があった、去年も一昨年もやってんじゃないかと、なんかうまくコピーしたらできるんじゃないのかというようなことを我々も議論させていただいたんですが、やはり住民基本台帳とのひもづけとか何とかというのは、どうもなかなか、その都度やっぱりやっていかなきゃいけないということで。

あと、金額の妥当性についても、過去のシステム改修と比べながら我々、おっしゃるように入札ものではないもんですから、なかなかちょっとその辺の価格交渉も限界があって、そういった形での妥当性を我々検証するにとどまった、とどまったという言い方はあれなんですけど、そこが限界でございました。

今、DXを踏まえた今後のということは、まさにいろんな形で業務の標準化とかというのをやっていく中で、今度いろんなことが簡単にとか、効率的にできる可能性は出てくると思います。ただ、こういう突発的なものというのはなかなか難しいところもありますんで、その辺が通常の業務の中ではいろんなことができると思いますが、マイナンバーカードを利用したような形でものができれば、当然、我々はその辺のところを考慮に入れて、より安価でスピーディーにできるような形のものができればいいなと、その辺のところも議員と同じ思いを持っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第26号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第23、第26号議案 町道の路線認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号の質疑、討論、採決

○議長（大石 巖君） 日程第24、第27号議案 吉田町監査委員の選任につき同意を求めること

とについてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によりまして、三輪美由紀君の退場を求めます。

ここで暫時休憩とします。

〔6番 三輪美由紀君退場〕

休憩 午後 4時38分

再開 午後 4時38分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は12名です。

これから第27号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ここで暫時休憩として、三輪美由紀君の入場を許可します。

〔6番 三輪美由紀君入場〕

休憩 午後 4時39分

再開 午後 4時40分

○議長（大石 巖君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。

◎議員派遣について

○議長（大石 巖君） 日程第25、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定による議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思います。お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認め、議員派遣についてはお手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定をいたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第26、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、会議規則第71条の規定によってお手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定をいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で令和5年第2回吉田町議会臨時会の全ての日程が終了しました。閉会に当たり、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

いつも思うんですけども、4年のうち2回のビッグイベントである議会の様々な人事が決まるわけですよね。議長さんが様々な形で立候補するに当たって、その立候補の趣旨とか恐らく述べると思うんですけども、立ち会ったことはないんですけども、そういうのに立ち合わせていただくとありがたいのと、こんなふうに思っております。

そして、もう一回残っておりますので、今回は、本当にどんな発言をされるのか見てみたいなどと思っておりますので、ぜひともよろしく考えていただければ嬉しく思います。

御苦労さまでした。

○議長（大石 巖君） ありがとうございます。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 閉会に当たり、一言お礼を申し上げます。

本臨時会は、選挙後初めての議会でございます。今後の議会運営に重要かつ必要な事項について、議員各位の御協力によりまして、長時間にわたりましたが、慎重なる御審議をいただき無事決定することができました。心から厚くお礼を申し上げます。

不慣れな議長でございますが、今後ともよろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） これをもって、令和5年第2回吉田町議会臨時会を閉会といたします。
大変お疲れさまでした。御苦勞さまでした。

閉会 午後 4時43分